

一般社団法人日本私立看護系大学協会選挙管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本私立看護系大学協会役員候補者選出規程第2条に基づき、一般社団法人日本私立看護系大学協会（以下「本法人」という。）選挙管理委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会は、選挙管理委員を委嘱された3名の正会員により構成される。

2 選挙管理委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選により定める。

3 選挙管理委員は、被選挙人を兼ねることができる。ただし、所属する当該地区および監事の開票に立会うことができない。

(任期)

第3条 選挙管理委員の任期は、理事会により委嘱された日から、役員候補者名簿を理事会へ提出する日までとする。

(任務)

第4条 選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行なわれるように配慮しなければならない。

2 選挙管理委員会は次の業務を行う。

(1) 選挙に関する公示

- ① 理事会で決定された地区ごとに選出すべき理事・監事の数を確認する。
- ② 選挙日程を定め正会員へ公示する。
- ③ 選挙人及び被選挙人を確認し、選挙人名簿及び被選挙人名簿を作成し、被選挙人名簿を選挙人に提示する。名簿には、所属校、役職、氏名を記載する。
- ④ 理事候補者の選挙人・被選挙人名簿は、役員候補者選出規程第4条に定める区分けごとに作成する。
- ⑤ 監事候補者の選挙人・被選挙人名簿は役員候補者選出規程第6条により作成する。

(2) 候補者獲得票数の確定

- ① 投票総数を確認する。
- ② 候補者ごとに得票の集計を行う。

(3) 選挙結果の報告

- ① 役員候補者に当選の旨を通知し、その承諾を得る。候補者が辞退したときは、次点の者から順に繰り上げる。
- ② 選出された役員候補者及び補欠の名簿を理事会に提出する。

(4) その他選挙事務の管理に必要な事項

(選挙管理委員会の事務)

第5条 選挙管理委員会の事務は、本法人事務局が行う。

2 本法人事務局は、投票データを厳重に保管する。

3 投票データの保管期間は、2年とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議を経て会長が行う。

附 則

この規程は、平成29年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。